

## 農地貸借円滑化事業（新規）

【平成19年度概算決定額：242,500（0）千円】

### 対策のポイント

農地を面的にまとまった形で集積しやすい貸借を推進するため、農地保有合理化事業を活用して円滑に農地貸借ができるよう支援します。

（農地保有合理化事業とは）

- ・ 農地保有合理化事業は、公的機関である農地保有合理化法人が、規模縮小農家等から農地を買い入れ（借り入れ）、担い手に農地を売り渡す（貸し付ける）ことにより円滑な経営規模の拡大を支援する事業で、担い手への農地集積を進める上で重要な政策手段となっています。

（農地保有合理化事業の現状）

- ・ 農地保有合理化事業による利用集積面積は、認定農業者に集積した面積の約3分の1を占め、売買により0.7万 ha、貸借により1.1万 ha、計1.8万 ha（平成16年度）となっています。

### 政策目標

全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上  
約4割（平成17年）          7～8割程度（平成27年：農業構造の展望）

< 内容 >

全国農地保有合理化協会が、小作料の下落局面において、農地を面的にまとまった形で集積しやすい貸借への取組みを進めるため、農地保有合理化法人が小作料一括前払いを行った場合に、担い手から徴収する小作料との差額を助成できるよう支援します。

【補助率：定 額】

【事業実施主体：（社）全国農地保有合理化協会】

【事業実施期間：平成19年度～平成23年度】

[ 担当課：経営局構造改善課（03 - 3591 - 1389（直））]